

那須塩原市放課後児童健全育成事業運営業務委託公募型プロポーザル委託料積算基準

委託料については、那須塩原市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、以下の内容で算定すること。見積金額には、本事業の履行に係る経費を全て計上すること。

1 見積書の記載内容

業務委託期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）の各年度ごとの金額及び総額を記載し、人件費及び運営管理費など費用の内訳を添付すること（任意様式）。

2 算定条件等

- (1)算定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2)開所日 仕様書「5 開所日及び休所日」のとおり。
- (3)開所時間 仕様書「6 開所時間」のとおり。
- (4)人員配置 仕様書「12 職員及び主任支援員並びに服務(1)・(2)」に掲げる配置とする。

【参考】令和4年度の見込み値

クラブ名	平均利用児童数(内障害児数)	職員数	クラブ名	平均利用児童数(内障害児数)	職員数
大原間小学校放課後児童クラブ	86 (4)	8	三島小学校第二放課後児童クラブ	40 (2)	4
黒磯小学校放課後児童クラブ	40 (2)	4	三島小学校第三放課後児童クラブ	43 (2)	4
共英小学校放課後児童クラブ	55 (5)	7	東小学校放課後児童クラブ	76 (4)	7
豊浦小学校放課後児童クラブ	56 (2)	5	西小学校第一放課後児童クラブ	49 (2)	5
埼玉小学校放課後児童クラブ	70 (3)	7	西小学校第二放課後児童クラブ	32 (2)	3
鍋掛小学校放課後児童クラブ	45 (2)	4	南小学校第一放課後児童クラブ	34 (2)	3
東原小学校放課後児童クラブ	48 (2)	5	南小学校第二放課後児童クラブ	44 (1)	4
稲村小学校第一放課後児童クラブ	73 (3)	8	槻沢小学校放課後児童クラブ	77 (2)	6
稲村小学校第二放課後児童クラブ	25 (0)	2	大山小学校第一放課後児童クラブ	58 (2)	6
高林小学校第一放課後児童クラブ	25 (1)	3	大山小学校第二放課後児童クラブ	37 (1)	4
高林小学校第二放課後児童クラブ	22 (1)	3	大山小学校第三放課後児童クラブ	39 (1)	4
青木小学校放課後児童クラブ	44 (2)	5	関谷小学校第一放課後児童クラブ	22 (1)	3
三島小学校第一放課後児童クラブ	82 (4)	8	関谷小学校第二放課後児童クラブ	25 (1)	3

* 開所日数は全クラブ 255 日/年、事務局職員数は 5 人

※委託開始後は、実際の利用児童数に応じて支援員等を配置すること。

(5)利用料（おやつ代を含む）は以下のとおりとする。

定期利用				
月額	年会費	延長料金	土曜日料金	長期休業
7,500 円	1,000 円	月額利用 1,000 円/30 分 臨時利用 100 円/30 分	月額利用 500 円/1 日 臨時利用 700 円/1 日	加算なし

スポット利用			
年会費	平日	土曜日	長期休業
1,000 円	500 円/1 日	1,000 円/1 日	1,000 円/1 日

※年会費 1,000 円には保険料を含む

3 委託事業者が負担する経費等

委託事業者が負担する経費等については、仕様書「別表2 費用分担区分」に掲げる経費とする。

(1)人件費

支援員等に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料、健康診断料など。

【参考】支出額見込み（年額）

区分	業務内容	平均支出額
光熱水費	電気・水道・ガス等	1クラブ当たり、365,000 円
通信運搬費	電話、郵送料等	1クラブ当たり、150,000 円
修繕保守費	施設修繕等	1支援当たり、50,000 円
賃借料	法人事務所	無償貸与

【参考】機械警備業務委託先

- ・東亜警備保障(株) TEL080-6769-9089
仕様書「8の(1),(5),(7),(8),(10),(11),(12)」
 - ・(株)エス・エス・ジー TEL0285-23-6751
仕様書「8の(2),(3),(4),(6)」
 - ・北関東総合警備保障(株) TEL070-1048-5214
仕様書「8の(13),(14),(15),(16),(17),(20),(21),(24),(25),(26)」
 - ・仕様書「8の(9)」は、機械警備なし
 - ・仕様書「8の(18),(19),(22),(23)」は、公民館で対応
- ※警備業務委託の仕様書（案）については別添のとおり。

4 その他

詳細は、受託事業者決定後、協議により決定するものとする。

放課後児童クラブ機械警備業務委託仕様書（案）

1 目的

対象施設の盗難の拡大防止を図るとともに、その他の不法行為を排除し、もって財産の保全を図ることを目的とする。

2 対象物件

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 対象クラブ 別紙のとおり
- (3) 警備範囲 児童クラブ建物全体

3 期間及び時間

委託業務の期間及び時間は次のとおりとする。

- (1) 期間 令和4年4月1日から令和●年●月●日まで
- (2) 時間 警備装置セット時から警備装置解除まで
※各児童クラブ、各日（平日、土曜日、日曜日・祝日）の警備時間帯の目安は、別紙のとおり

4 履行内容

警備装置による機械警備システムとする（巡回はなし）。

- (1) 設置する警備装置の機能
施設内に設置する警備装置の機能は、次のとおりとする。
 - ア 盗難防止のため施設内へ侵入する者を早期に発見する機能を有すること。
 - イ ガラス等を破損し、施設内へ侵入した者を早期に発見する機能を有すること。
 - ウ 常時断線を監視し通報する機能を有すること。
- (2) 異常事態発生時の対応
異常事態発生が信号が発せられた場合には、直ちに警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、不法侵入者等や盗難の場合は警察署に連絡し、併せて別に定める緊急連絡先へ直ちに連絡し、協力して事態の処理に当たるとともに、状況、原因、対応方法及びその他必要事項等を速やかに委託者に報告すること。
- (3) 警備装置の管理
受託者は警備装置を常に円滑に運用できるように適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を委託者に報告すること。委託者は警備装置について故障、又は異常を発見した場合は直ちに受託者に通知し、受託者はその警備装置の修理期間中は、機械警備に代わる人的警備として警備員の巡回等をさせること。

5 警備装置の設置

- (1) 受託者は警備装置及びこれに付帯する一切の設備を設置し、それらに要する費用は受託者が負

担する。

- (2) 警備装置の設置が履行開始日を超過する場合には、機械警備を開始するまでの間、委託者の承認を得た上で機械警備に代わる人的警備により業務を履行することができる。人的警備は、次のとおり巡回警備を実施すること。

巡回頻度 : 3時間に1回

警備時間 : 別紙のとおり

- (3) 警備装置等の設置については、契約締結から委託開始までの期間に進めてよいものとする。
- (4) 受託者は契約の終了した場合は、警備装置及びこれに付帯する一切の設備を撤去し、それらに要する費用は受託者が負担する。

6 委託業務遂行上の業務について

業務遂行に当たり、次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって委託業務に当たること。
- (2) 職務上知り得た事項については、他に漏えいすることの無いようにすること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）、同法施行令、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に定められた事項を遵守すること。
- (4) 受託者が委託者から鍵等の預託を受けた場合は、預かり証を発行し責任をもってこれを保管管理すること。

7 警備費用の支払

委託料の支払は、毎月払とし、月ごとの業務完了報告書に基づき施設管理担当者の確認を受けた後、業務委託料総額の1/2分の1の額（ただし、1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額は、全て最初の支払に係る分割金額に合算するものとする。）を受託者の請求に基づき支払う。

8 その他

- (1) 警備装置等の維持管理に係る費用は受託者負担とすること。
- (2) 委託者の都合により警備対象クラブが廃止になった場合の履行期間は、クラブ廃止の期日までとする。この場合における契約額は、7に規定する月額委託料に警備業務実施月を乗じて得た額に変更するものとし、履行期間の変更及び契約額の変更に伴う変更契約を締結する。
- (3) 本業務履行期間内に警備対象施設の建替え又は建増しがあった場合における本業務の契約条件の取扱いは、次のとおりとする。

① 建替えの場合

契約は解除せずに継続する。この場合における契約額は、委託者が必要と認める場合を除いて原則変更しない。なお、警備対象施設の建て替えに伴う警備装置の付け替えに係る費用は、委託者が負担する。

② 建増しの場合

建増し部分に係る業務の仕様及び対価は、委託者と受託者とが協議して定め、設計図書の変更による変更契約を締結する予定である。

- (4) (本件は、長期継続契約を締結する契約であるため、契約書中に、予算の減額又は削除があった場合の契約を解除できる条項(解除特約)を設けるものとする。)
- (5) 前3号いずれの場合において受託者に損害が生じても、委託者は、その損害を賠償しない。

9 児童クラブ施設について

- ・各児童クラブの通信回線は、一般公衆回線である。
- ・常時断線監視機能付きの警備装置は、有線通信、無線通信のどちらでも可とする。
- ・自動火災報知受信機は、各児童クラブとも設置していない。

10 委託者

○○○○